

接続希望箇所 A

通信の用に供するための被告ら建物内に設置されている振り分け機能を有する電気通信設備（ルータ）のうち、加入者光ファイバ回線を収容し、かつインターネットプロトコルにより符号を交換するための設備（この設備に付随する設備又は同一建物内で接続される設備を含む）。

なお、上記の設備は、以下の仕様を満たす接続インターフェースを具備していること。

一. 物理層

ア. 1000BASE-Xインターフェースにて接続する場合

IEEE Std 802.3 Clause36 準拠

マルチモード光ファイバ（2芯）接続時（1000BASE-SX/LXインターフェース接続時）

IEEE Std 802.3 Clause38 準拠

コネクタ仕様 JIS C5973 準拠

光ケーブル仕様 JIS C6832 SGI-62.5/125 準拠

もしくは

光ケーブル仕様 JIS C6832 SGI-50/125 準拠

シングルモード光ファイバ（2芯）接続時（1000BASE-LXインターフェース接続時）

IEEE Std 802.3 Clause38 準拠

コネクタ仕様 JIS C5973 準拠

光ケーブル仕様 JIS C6835 SSM A-10/125 準拠

イ. 10GBASE-LR インタフェースにて接続する場合

IEEE Std 802.3ae Clause49,51,52 準拠

コネクタ仕様 JIS C5973 準拠

光ケーブル仕様 JIS C6835 SSM A-10/125 準拠

もしくは

光ケーブル仕様 JIS C6835 SSM A-9.3/125 準拠

二. データリンク層

IEEE Std 802.3 Clause4 準拠

フレーム構成は、IEEE Std 802.1Q Clause9 に準拠した Ethernet-encoded tag header の構成とする。

Tag Control Information (TCI) format は以下のとおり。

user_priority (3bit)	CFI (1bit)	VID (12bit)
-------------------------	---------------	----------------

接続希望箇所 B

接続希望箇所 A の場合で、原告らと被告らの責任分界点を明確にするために新たな設備（配線盤等）の設置が必要な場合、当該設備。

なお、上記の設備は、接続希望箇所 A の一、二の仕様を満たす接続インターフェースを具備していること。

接続希望箇所 C

通信の用に供するための被告ら建物内に設置されている光信号伝送装置を集約する既存の設備（この設備に付随する設備又は同一建物内で接続される設備を含む）又は原告らからの接続要望に対応するために新規に被告らが設置する設備。

なお、上記の設備は、接続希望箇所 A の一、二の仕様を満たす接続インターフェースを具備していること。

接続希望箇所 D

接続希望箇所 C の場合で、原告らと被告らの責任分界点を明確にするために新たな設備（配線盤等）の設置が必要な場合、当該設備。

なお、上記の設備は、接続希望箇所 A の一、二の仕様を満たす接続インターフェースを具備していること。